

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通八九）
- 南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境二六）

〔告 示〕

- スポーツ振興基本計画の全部を改正した件（文部科学一三五）
- 高速自動車国道に関する件（国土交通一一〇～一一四）
- 平成九年十月環境庁告示第五十八号（南極地域の環境の保護に関する法律施行規則別表第五下欄に規定する環境大臣が定める種を定める件）の全部を改正する告示（環境一二九）

〔公 告〕

- 諸事項
- 裁判所
- 破産、免責関係

一 六 三 二 七 元

特殊法人等

独立行政法人情報処理推進機構第三
期事業年度財務諸表、独立行政法人
都市再生機構、平成十七事業年度独
立行政法人日本高速道路保有・債務
返済機構の財務諸表関係
地方公共団体
違法駐車車両保管関係
会社その他
会社決算公告

省

令

○国土交通省令第八十九号
道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第九条、第七十六条及び第九十七条の第三項並びに道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和二十九年法律第百九号）第六条の規定に基づき、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年九月二十一日

国土交通大臣 北側 一雄

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第一条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸令第七十四号）の一號を次のように改正する。
第三号様式備考②を次のように改める。

(2) 運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所の表示については、次の表によること。

運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所	表示する文字	運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所	表示する文字
札幌運輸支局	札幌	松本自動車検査登録事務所	松本
函館運輸支局	函館	福井運輸支局	福井
旭川運輸支局	旭川	岐阜運輸支局	岐阜
室蘭運輸支局	室蘭	飛騨自動車検査登録事務所	飛騨
釧路運輸支局	釧路	静岡運輸支局	静岡
帯広運輸支局	帯広	浜松自動車検査登録事務所	浜松
北見運輸支局	北見	沼津自動車検査登録事務所	沼津
青森運輸支局	青森	愛知運輸支局	名古屋
八戸自動車検査登録事務所	八戸	豊橋自動車検査登録事務所	豊橋
岩手運輸支局	岩手	西三河自動車検査登録事務所	三河
宮城運輸支局	宮城	小牧自動車検査登録事務所	尾張小牧
秋田運輸支局	秋田	三重運輸支局	三重
山形運輸支局	山形	滋賀運輸支局	滋賀
庄内自動車検査登録事務所	庄内	京都運輸支局	京都
福島運輸支局	福島	大阪運輸支局	大阪
いわき自動車検査登録事務所	いわき	なにわ自動車検査登録事務所	なにわ
茨城運輸支局	水戸	和泉自動車検査登録事務所	和泉
土浦自動車検査登録事務所	土浦	神戸運輸監理部	神戸
栃木運輸支局	宇都宮	姫路自動車検査登録事務所	姫路